

被相続人丙川民子の相続人をたどる方法

1 第一順位の相続人である子を探します。

→ (原則) 被相続人の出生から死亡まで

(例外) 子がいる場合, (婚姻適齢時) 生殖能力時まで調査すればOK
(昭和34年12月14日法曹界決議)

* 生殖能力時→12歳くらい?

(判断に迷う場合は原則どおり出生から調査してください)

2 丙川民子の最後の戸籍 (NO7) から確認

① 戸籍編成事由→昭和45年7月11日婚姻

② 民子が在籍していた期間

戸籍編製時 (22歳) ~ 死亡 (平成2年2月22日, 42歳) まで

③ 従前はどこの戸籍に入っていたか (婚姻前) →

東京都練馬区石神井町五番地の筆頭者甲野幸太郎の戸籍

3 従前戸籍 (NO5) を取って確認

① 戸籍編成事由→昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年月弍拾五日改製につき
昭和参拾六年六月拾五日本戸籍編成

大正4年式戸籍から現行様式の戸籍に改製されたときの文言です。詳しくは
のちほど。

② 民子が在籍していた期間

戸籍編製 (昭和36年6月15日, 13歳) ~ 婚姻 (昭和45年7月11日,
22歳) まで

「昭和弍拾参年弍月拾八日本籍で出生父甲野幸太郎届出同月弍拾六日受附入籍」とありますが, 民子
の在籍はあくまでも戸籍編成時から。出生・入籍事項は新戸籍編成時に常に移記されます (戸籍法
施行規則39条)。

③ 従前はどこの戸籍に入っていたか (改製原戸籍) →

東京都練馬区南大泉町800番地の筆頭者甲野幸太郎の戸籍

* 大正4年式から現行タイプへ様式が変更されたことによる改製です。

古い方 (ここでは大正4年式) が改製原戸籍 (かいせいげんこせき,
はらこせき, と呼ばれたりします) になります。

4 改製原戸籍 (NO8) をとって確認

① 戸籍編成事由→昭和拾参年六月参日前戸主喜一郎死亡二因り家督相続届出同年七月壹日受附

② 民子が在籍していた期間

出生~戸籍編成 (昭和36年6月15日, 13歳) まで

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月弍拾五日本戸籍改製㊦

昭和参拾弍年法務省令第二十七号により昭和参拾六年六月拾五日あらたに戸籍を編製したため本戸籍
消除㊦

現行戸籍法（昭和23年1月1日施行）128条

旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後10年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によってこれを改製しなければならない。

ということで、「昭和32年法務省令第27号により」昭和33年4月1日から、大正4年式戸籍は現行タイプの戸籍へ改製されることになりました。

といっても一気にはできませんので、少しずつです。甲野幸太郎さんの戸籍でいうと、まず昭和33年4月25日に改製（母ヒサさんにつき新戸籍編成）。その後、昭和36年6月15日に幸太郎さんの家族（花子・義太郎・民子）につき新戸籍が編成されています。

というのが上の言葉の意味で、NO5の編成事項にあった下の言葉はそういう意味だったということで理解してください。

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月貳拾五日改製につき昭和参拾六年六月拾五日本戸籍編成

弟の福治さん家族については、子どもの和子さんが生まれたとき（昭和23年6月5日）に現行タイプの戸籍が作られます。現行タイプの戸籍自体は新戸籍法施行の昭和23年1月1日から使用されていますので、筆頭者（戸主）以外の者が子を有する場合は昭和33年まで待たずに新戸籍になります。（和子さんの出生事項のところでは生年月日が昭和19年になっていますが明らかに間違いです。）

直系尊属はどこまで・何代前まで遡る必要があるか。

→最高齢者の年齢（110歳くらい？）まで遡ればOK

今回は民子死亡が42歳なので父母・祖父母まで確認します。

（たとえば亡くなったのが80歳くらいであれば父母の確認だけでOK）

5 第2順位の直系尊属を調査します。

NO5の戸籍で父・幸太郎の死亡は確認できます。母・花子を調査します。

昭和56年に離婚して、京都市上京区小山初音町十八番地に新戸籍を編成しています。

NO2の戸籍を取得して確認。母・花子の死亡が分かりましたので、祖父母を調査します。

NO5の戸籍に戻って、幸太郎の父母欄を見ると幸太郎の父甲野喜一郎の死亡が確認できます。

幸太郎の母ヒサですが、昭和33年4月25日に新戸籍が作られているのは説明したとおりです。（本人の届出で新戸籍が作られているわけでもなく）本籍地は従前のところ（東京都練馬区南大泉町800番地）で変わりません。

NO1の戸籍を取得して確認。幸太郎の母ヒサの死亡も分かりました。

母・花子の両親を調査します。NO5（NO8）の戸籍から花子が婚姻前に

いた戸籍が分かります。東京市足立区千住五丁目8番地・乙野茂市の戸籍（NO9）を取得すると、花子の父・茂市、母・ヨシの死亡が確認できます。

6 第3順位の兄弟姉妹を調査します。

兄弟姉妹を確認するためには両親の出生から死亡までの戸籍が必要になります。異父兄弟とか異母兄弟も調査しなくてはなりません。

（研修ではミスしてしまいました。幸太郎さんの父甲野喜一郎さんの戸籍は必要になります。取得しようとした方、正解です。）

7 NO8の戸籍から調査していきます。

NO8の戸籍は幸太郎が家督相続をした昭和13年7月1日～法務省令27号により改製があった昭和36年6月15日までが載っています。

母花子については幸太郎と婚姻した昭和15年9月30日以降のものが載っています。

8 父幸太郎については、NO8の戸籍ができる前の戸籍を取ります。「昭和13年6月3日前戸主喜一郎死亡により～」という記載から請求する戸籍は「同じ本籍地で戸主が甲野喜一郎の除籍」になります。

（甲野喜一郎さんの戸籍は用意してありませんでしたので、ここでは喜一郎さんの戸籍をとると、幸太郎の出生から死亡までの連続した戸籍が取れたことにします。）

母花子については、NO9の戸籍で、花子の出生以降のものをカバーしています。

9 ここまで取得した戸籍を確認してまとめると。。。

幸太郎と花子の間に義太郎、民子と2人の子どもがいることが分かります。

そのほか、幸太郎には後妻の洋子との間に保夫という子どもがいます。

結果的に民子の相続人は

配偶者の国夫→4分の3

全血兄弟の義太郎→4分の1×3分の2=12分の2

半血兄弟の保夫→4分の1×3分の1=12分の1

*いわゆる異父兄弟・異母兄弟は相続分が半分になります（民法900条4号但し書き）

10 義太郎については平成19年に死亡しているため、数次相続になります。

説明は省略しますが、義太郎の相続分（6分の1）につき法定相続することになります。

配偶者の梅子→6分の1×2分の1=12分の1

嫡出子の啓太郎と栄助→6分の1×2分の1×5分の2=30分の1

非嫡出子の信夫→6分の1×2分の1×5分の1=60分の1

(答え)

国夫 4分の3 = 60分の45

保夫 12分の1 = 60分の5

梅子 12分の1 = 60分の5

啓太郎 30分の1 = 60分の2

栄助 30分の1 = 60分の2

信夫 60分の1